

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年6月14日開催 日本証券業協会]

## 1. 今事務年度のモニタリングについて

- 今事務年度は、各証券会社の業態・特性に応じ、各社の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みや、そのための顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立、ガバナンス機能の発揮等について深度ある対話を中心にモニタリングを行ってきたが、1年を通しての気づきの点を申し上げたい。
- まずは業態横断的な点として、いくつか申し上げる。
  - ・ 足元、国内外の相場の変動も見られる中で、仕組債のノックインも発生していると認識。こうしたリスク性商品の勧誘時には、顧客に対してその商品性を十分説明し、顧客のリスク許容度やその選好に応じた提案を行うことが必要。

更にいえば、「顧客の合意」といっても、理解が曖昧なままの追認などではなく、その合意が真に顧客のニーズに沿ったものであることが必要。顧客が購買意向を示したことをもって直ちにニーズを満たしたと考えるのではなく、当該商品等に内在するリスクや、提供するサービスに伴う手数料の水準も含めて十分な顧客の理解を得ることが求められることを、経営レベルはもとより、支店で金融商品の販売にあたる職員にも今一度浸透いただきたい。

特に仕組債については、その商品性に照らして、対象顧客をきちんと想定できているのかも含め、各社いまいちど振り返って検討いただきたい。
  - ・ また、IFA や他の金融機関への業務委託を拡大している証券会社もあると認識しているが、委託先の事業者における業務運営態勢や法令等遵守態勢は委託元の証券会社において適切に管理する必要があり、例えば、自社の顧客管理と比して委託先の顧客管理が見劣りしていないか、委託先へのけん制が機能する仕組みを設けているかなど、自社の管理責任を再認識の上、更なる改善を図っていただきたい。

- ・ 次に、不正アクセス等防止について、一部の証券会社に対して協会のガイドラインへの対応状況を確認した。各社のシステムはサービス提供の根幹となるインフラそのものであり、オフラインで行われる手続きにおけるセキュリティと合わせて、これまで以上に対応に留意していただきたい。

○ これらの課題には、引き続き適切に対応いただきたい。

#### 《大手証券会社》

- 全体としては、各社とも顧客本位の営業の確立に向けて、顧客のリスク許容度やニーズの把握・提案、継続的なフォローアップといったポートフォリオ営業・コンサルティング営業による顧客の預り資産の拡大を重視した取り組みへ転換を図っており、営業現場においてもこうした方針や顧客本位の意識の浸透に一定の進捗が認められたが、一方で、仕組債の販売については、近年の相場環境を背景として早期償還が頻繁に発生している状況の中、償還済の顧客に繰り返し同様の仕組債を販売している状況が見受けられており、仕組債が顧客のリスク許容度や本質的なニーズに基づく最善の提案となっているか検証する必要性が認められるなど、顧客本位の営業の実践には未だ課題が認められた。
- また、内部管理の面では、相場操縦の疑いが持たれている事案が発覚したほか、顧客情報管理態勢に問題のある事例が認められた。証券会社におかれては、市場の公正性の確保に積極的に貢献すべき役割を自覚し、市場のゲートキーパーとしてふさわしい業務運営となるよう襟を正していただきたい。
- グローバルレベルでのガバナンス及びリスク管理について、2021年3月に米国投資会社アルケゴスが債務不履行になったことにより複数の金融機関が大きな損失を被った事例を踏まえ、2022年4月に監督上の留意点を記載したレターを発出した。
- グローバルに業務を展開する社においては、グローバルレベルでのガバナンスやリスク管理の重要性が増している中、経営陣自らが、海外の現地法人におけるリスクを的確に把握し、コントロールできる態勢、すなわちリスクテイクの度合いに見合ったリスク管理態勢を整備していくことが不可欠であり、上記レターの内容も踏まえ、海外当局とも連携しつつ、モニタリング

を継続していく。

#### 《準大手・地域証券会社》

- 準大手証券会社については、他の証券会社・金融機関との業務提携や、市場環境・顧客ニーズの変化に即したデジタル戦略、グループ内の証券会社における経営統合に向けた取組み状況や経営統合後の経営戦略など、モニタリングを通じて事業基盤の拡大、経営効率化等に取り組む事例を確認したが、それら業務提携や、組織再編による事業基盤の拡大や経営の効率化の結果、顧客本位の業務運営が十分に図られているか、引き続きモニタリングを実施していく。
- 地域証券会社については、持続可能なビジネスモデル構築に向けた取組み・対応状況を確認したところ、顧客目線での商品選定・提供を深化させる取組み、コア業務や成長性の高い業務へのリソースの集中などの事例が認められた。他方で、システム対応が費用の面でビジネスに影響を及ぼす事例も把握しており、引き続き注視していきたい。

#### 《ネット系証券会社》

- 各種手数料の引下げ・一部無料化、ポイントの付与など、各社間の顧客獲得競争が厳しさを増す中で、差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、サービスや商品の多様化、新規事業の立上げなど、収益構造の多角化を積極的に進める事例が見られた。一方で、収益構造の多角化が一朝一夕には進まないなかで、顧客獲得に係る費用が想定以上に増加するなど、持続可能なビジネスモデルの構築に課題も見られた。
- 加えて、システムリスク管理については、ネット系証券会社においても、情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の一層の強化に向けて引き続き適切な対応をお願いしたい。
- 大規模な不正アクセス・不正出金事案等については、過去に見られた事案と同様の手口に対処できることはもちろん、海外の最新の事例なども含め、可能な限り最新の不正アクセス対策をフォローしていただきたい。
- 個社の状況に応じた課題への対応状況等については引き続きモニタリングの中で確認していく予定。これらの事例も踏まえ、実効性のある取組みに

つなげていただこうお願いしたい。

## 2. 全銀協 TIBOR エクスపోージャー調査について

- 日本円 TIBOR 及びユーロ円 TIBOR については、公表主体である全銀協 TIBOR 運営機関において、透明性・頑健性・信頼性の一層の向上を図るための検討を継続しているところ、5月31日には全銀協 TIBOR 運営機関より、2021年12月末を基準日とする「全銀協 TIBOR エクスపోージャー調査」の結果概要が公表された。
- 全銀協 TIBOR 運営機関においては、今回調査の結果も踏まえ、今後日本円 TIBOR、ユーロ円 TIBOR へフォールバック・レートを設定する上での論点に関する市中協議や、ユーロ円 TIBOR を2024年12末目途で廃止する可否に関する市中協議を実施予定。
- 金融庁としても、円金利指標の頑健性等向上の観点からこうした取組みを後押ししていきたいと考えており、今後金融機関におけるユーロ円 TIBOR 廃止の可能性を念頭に置いた移行準備対応や、日本円 TIBOR やユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項導入の推進を含め、市場参加者の意見も伺いつつ、当局としての対応方針を検討してまいりたい。

## 3. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、2022年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。
- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたて NISA や

iDeCo のような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じてご提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

(注) 試験運用について、厚生労働省によると、既に本格稼働と同水準のテストを繰り返しており、今後、年金額試算機能について抜本的な修正を想定しているものではなく、主にねんきん定期便に記載された二次元コードの読み取りの正確性を検証し、利用者の満足度の向上を目的とした期間であるとのこと。そのため、年金額試算機能そのものについては、本格稼働を待たず、試験運用中においても、ご利用いただくことが可能。

#### 4. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の令和4年4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。
- これらの改正内容を踏まえ、引き続き個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

#### 5. 経済安全保障推進法について

- 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

## 6. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

## 7. 「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021年度の金融機関（メガバンク、地域銀行、信用金庫）のITガバナンスの取組状況について調査中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

## 8. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の英語版の公表について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」について、英訳版を作成し、5月31日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁のマネロンガイドラインやその考え方について、在外拠点や外国金融機関・外国当局等の方の理解の一助として、また、2025年以降に予定されている第5次FATF審査に向けて作成したものであり、積極的に活用いただきたい。

## 9. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の一部改定案に係る業界へのコメント依頼について

- FAQ本体については、改訂を検討しており、5月20日に各協会に対して、改訂案について意見やコメントを募集した。
- 意見等は全て確認の上、後日回答を送付させていただく。

## 10. サステナブルファイナンスについて

- サステナブルファイナンスについては、2021年6月に報告書を公表して以降、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮といった同報告書の提言に沿って、施策を実施してきたところ。
- 簡単に各施策の進捗について紹介したい。
  - ・ 企業開示については、6月、金融審議会ディスクロージャーワーキンググループで、サステナビリティに関する情報開示の充実について取りまとめたところであり、年内を目途に関係府令等の整備を進めていく。
  - ・ 市場機能の発揮については、JPX おいて、ESG 債の情報を集約する「情報プラットフォーム」を7月に立ち上げ、今後は、企業開示の充実も踏まえた企業データの集約・充実を検討していく。
  - ・ また、企業の ESG の取組みを評価する ESG 評価機関等について、ESG 評価機関等、機関投資家、企業それぞれへの提言を取りまとめ、報告書として公表。特に、ESG 評価機関等に期待される事項については、「ESG 評価機関等に関する行動規範」として、取りまとめ、この夏に最終化予定、その後浸透を図っていく。
  - ・ ESG 関連公募投資信託についても、実態調査を行い、先日プログ्रेसレポートとして課題を取りまとめており、監督指針の改正など更なる対応を行いたいと考えている。
  - ・ 金融機関の機能発揮については、金融機関向けのガイダンス（案）を4月末にパブリックコメントに付したところであり、今後、最終版を公表予定である。本ガイダンスを活用し、今後金融機関との対話を進めていきたいと考えている。
- こうした課題や取組みのほか、例えば、アセットオーナーの機能強化、専門人材の育成、気候変動に係る創業企業の支援など、様々な課題も指摘されている。

金融庁としては、引き続き、サステナブルファイナンスの推進を重要課題として進めていく。6月にも、有識者会議として、こうした課題の現状や施策の進捗状況、今後の課題を取りまとめていくことも検討しており、例えば、こうした取組全体を踏まえた発行市場の活性化をはじめとして、今後も様々

な点で協力いただきたい。

## 11. 資産運用業高度化プログレスレポートについて

- インベストメントチェーン全体の機能向上のための課題や対応策を整理した「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」を昨年に続き、5月27日に公表。主要なポイントは以下の3点。
- 第一に、顧客利益最優先の業務運営を実践するための運用商品の組成・提供・管理（プロダクトガバナンス）のあり方について。
  - ⇒ プロダクトガバナンスが適切に機能するためには、各資産運用会社のパフォーマンス向上に向けた取組みや、個別商品ごとの品質管理を行う体制整備が重要。加えて、販売会社の立場でも顧客利益を最優先に考えて、資産運用会社の繰上償還への協力や適正なコスト水準について検討いただきたい。
- 第二に、ESG投信に関するグリーンウォッシュ問題への対応として、金融庁の調査・分析を踏まえた「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」の整理について。
  - ⇒ 顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、適切な投資判断を行えるよう、顧客と接点を有する販売会社の立場からも、この期待事項を参考にしつつ、運用会社の組成するESG投信を検証することが重要。
- 第三に、仕組債やファンドラップ、アセットオーナー（企業年金）等に関する分析や問題提起について。
  - ⇒ 証券会社を通じて顧客に提供される仕組債やファンドラップについても、真に顧客利益に資するものかという観点からの商品性を改めて検討いただきたい。また、仕組債について、金融機関や業界団体によるデータ集計や定期的な公表、情報提供の充実が重要。

## 12. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年6月 → 2022年6月)

交付枚数：約4044万枚 → 約5660万枚

人口に対する交付枚数率：31.8% → 44.7%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「金融商品取引業」における取得率は約60%であり、全98業種のうち40位となっている。

(参考) 今回 (2022年1月25日～2月4日) 調査における各業種の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業 (保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)

協同組織金融業：51.0% (97位)

- 他業種における取得率も上昇しているところ、今後、協力依頼を発出させていただきたくて、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

## 13. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 5月18日から20日にかけて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議がドイツで開催された。共同声明では、ウクライナに対する支援やロシアの侵略戦争に対する協調した制裁対応のほか、①デジタル化や②サステナブルファイナンスにも言及されている。
- 特に①デジタル化に関しては、最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、暗号資産の規制に関して踏み込んだ言及が盛り込まれた。具体的には、金融安定理

事会（FSB）に対して、暗号資産に関する一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施の推進を求めている。FSB では現在、暗号資産が金融システム安定に与える影響の監視とともに、政策対応の検討を行っている。

- また②サステナブルファイナンスに関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるグローバルなベースラインに関する作業の進捗が歓迎された。また、全ての関係者に対し基準案の市中協議に参加することが呼びかけられている。

そのほか、市場参加者によるネットゼロ・コミットメントの策定や、サステナビリティ目標へのアラインメントが歓迎された。こうしたコミットメントの信頼性をどのように強化するかも議論するとされており、今後も金融機関の意見や取組みをよく聞きつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（参考）G7 首脳会合は6月26-28日に独・エルマウで開催予定。

#### 14. NBF I 関連作業の動向について

- FSB 及び証券監督者国際機構（IOSCO）では、引き続きノンバンク金融仲介（NBF I）に関する作業が優先課題として進められている。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、2021年10月に公表されたFSBによる最終報告書を踏まえ、協会及び会員と我が国MRF等に係る対応の具体化に向けた議論をさせていただいている。引き続き、関係者と緊密に連携していくので、協力をお願いしたい。
- また、MMF以外のNBF Iに関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、2022年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議に寄せられたコメントをもとに、2022年9月末を目途に最終報告書を取りまとめる予定。

## 15. IOSCO「株式の流通市場におけるマーケットデータの論点と考慮事項に関する報告書」の公表について

- IOSCO は、4月28日に最終報告書「株式の流通市場におけるマーケットデータ (Final Report on Market Data in the Secondary Equity Market)」を公表した。
- 本報告書は、近年の株式市場におけるマーケットデータの重要性や実務上の懸念などをまとめたものであり、当局にとって有用な情報源となることを目指した文書である。本報告書は、2020年12月から2021年2月までの市中協議期間で得られたフィードバックを踏まえて作成された。
- マーケットデータの内容、用途、アクセス、価格、取引所間のデータの比較可能性などの観点から、市場関係者の様々な見解がまとめられている。その上で、注文や気配などの取引前データと約定情報などの取引後データの双方が引き続き重要であること、マーケットデータの提供には市場参加者の公平なアクセスの観点が重要であること、同一銘柄が複数の取引所で取引される場合はデータ統合が潜在的に有益であることを挙げている。
- マーケットデータに関連する議論をまとめたものとして興味深いため、参考になれば幸い。

## 16. 国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” の開催結果について

- 5月26日、金融庁主催の国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” が盛会のうちに終了した。
- 当日は、会場・オンラインの参加を合わせ、約850名が参加した。当日の様子は金融庁ウェブサイトに掲載されているため、参加できなかった金融機関も是非確認して欲しい。

(注) 当日の様子は、以下の URL に掲載されている。

<<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220614/20220614.html>>

- シンポジウムを通じ、トランジションという喫緊の課題を解決するため、産業界、金融界、政府機関、外部評価機関を含む国内外の主要なステークホルダーが垣根を越えて対話し、協力することの重要性が改めて確認できた。
- こうした協力を更に深め、ネットゼロに向けたトランジションやトランジションファイナンスの促進に向けた努力を続けることが重要。引き続き、金融機関と意見交換したい。

#### 17. NGFS「気候関連リスクによるリスク差異の把握に関する進捗報告書」について

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークである NGFS は、5月19日に、気候関連リスクによるリスク差異に関する進捗報告書を公表。
- 当該報告書は、2020年5月に公表した報告書をアップデートするため、対象を拡大して97の金融機関及び3つの信用格付機関への調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。
- 調査の結果、前回に引き続きグリーンと非グリーン資産との間のリスク差異は認められなかった。また、前回と比較して、金融機関のリスク管理においてグリーンと非グリーンの二分法が用いられている事例は少なく、カウンターパーティの移行への準備状況や移行戦略の信頼性により差異を設けるなど、粒度の高い対応がなされていることが分かった。
- 金融機関等における具体的な対応事例なども掲載されており、参考にして欲しい。

(以上)